

第2回 臨時会

令和2年第2回臨時会は、4月10日に開催する予定でしたが、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応を最優先とし、その対策に全力を尽くす必要があることから、開催を見送りました。

第3回臨時会

令和2年第3回臨時会は、5月15日に開会し、下記の市長提出議案6件を審議し、その際、延べ13名の議員が質疑を行い、同日閉会しました。議案に対する質疑については、13～14ページをご覧ください。

議案第52号 専決処分の承認

—承認—

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の算定の基礎となる額の引き上げや、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正等について、非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したものです。

議案第53号 専決処分の承認

—承認—

地方税法等の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例の適用期限の3年延長等について、川越市税条例等の一部を改正したものです。

議案第54号 専決処分の承認

—承認—

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の均等割額の軽減対象となる所得の基準額の引き上げについて、川越市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

議案第55号 専決処分の承認

—承認—

地方税法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る市税の徴収猶予の申請書の訂正等をすべき期間を20日とすることについて、川越市税条例の一部を改正したものです。

議案第56号 専決処分の承認

—承認—

特別定額給付金および子育て世帯臨時特別給付金の給付は、緊急経済対策として迅速な実施が要請され、当該給付に係る予算として362億4470万円が必要となったことから、一般会計補正予算(第2号)を専決処分したものです。

議案第57号 一般会計補正予算(第3号)

—原案可決—

補正予算額 6億9305万7千円
(補正後予算額 1528億3131万2千円)

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、市民生活の安全・安心の確保と中小企業者の事業継続を支援するための対策などを実施します。

【主な内容】

○川越市中小企業者事業継続緊急支援金

1カ月の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少した市内中小企業者に対して、1事業者当たり10万円の支援金を給付。

○PCR検査試薬等の追加購入

○川越市子育て応援支援金

経済的支援を必要とする子育て世帯(児童扶養手当受給世帯および就学援助認定世帯)に対して、子ども1人当たり1万円を給付。



○新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費公費負担等

○民間検査機関へのPCR検査委託に係る検査料

○川越市飲食業出前支援

利用者が減少し経営継続が困難となっている小規模の飲食店に対して出前代行サービスを実施します。事業期間は3カ月程度とし、中心市街地で実施します。

